

サウジアラビアにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国鋼材優先購入	国内産業保護のため、HADEEDの棒鋼、線材を優先購入(BUY SAUDI政策)がなされる。特に政府のConstruction Tenderでは丸棒はHADEEDのものが優先され、ConstructorにもJob Owner / Consultantから直接・間接のプレッシャーがかかる。 (継続)	BUY SAUDI政策の撤廃。	
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	優遇税制の不足	外資がサウジアラビアに新規に会社を設立する場合、税制面での優遇策がなく、現地における起業のインセンティブがない。 (継続)	新会社を設立する場合は、最低10年間のタックスホリデー制を導入してもらいたい。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の繁雑	1979年改正、品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、パーインコイルを対象としたSAUDI SPECに基づく通関検査を行う。 (継続)	制度の撤廃ないし手続きの簡素化。 出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診して頂きたい。 出荷前検査を実施する国は少数であり、制度廃止を要望する。	税関関連法
	日機輸			通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ:SASO、クウェート:KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。 (継続)		
	日機輸			サウジアラビア独自の認証制度SASOへの対応として、輸入をするために、出荷前製品検査を強いられており、供給リードタイムに影響するうえ、検査費用負担がある。		
	日機輸	(2)	SASO運用	SASO(安全規格)の登録、(PSI)出荷前検査の申請に関し、現状は、日本や、出荷国(東南アジアなど)で行っているが、2018年度1月よりサウジアラビア側で輸入者及び、その代理が登録、申請など関連業務全般をSABERと呼ばれるWEB上で行う旨、SASOより通知を受けている。(施行開始日は延伸の可能性あり)	工場での生産 出荷 PSI/輸出通関 船積という一連のフローの中で、サウジ側でPSIの申請がタイムリーになされない場合、船積み遅れ=倉庫保管費用が発生する為、SABER上での運用方法の見直しを要望する。 SABER上での申請を、輸出側若しくは、その代理(CB:認証機関)にも認めて欲しい。	SASO
日鉄連	(3)	輸出品本体への原産地表示刻印義務	問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材のEach Pieceごとに原産地国名をペイントする。2009年2月1日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化(サウジ税関よりの指令)。全ての貨物の外装(カートン等)に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。 (継続)	制度の撤廃ないし手続きの簡素化。		
日機輸	(4)	輸入通関時の開品検査	コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する(3割程度)。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。 (継続)	検査率が他国に比べあまりにも高いため、是正を働きかけて欲しい。	税関関連法	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(5)	貿易書類における領事査証首都国義務	・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コスト、余計なリードタイムが発生する。 (継続)	・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく対象国に制度廃止を打診して頂きたい。	・税関関連法
	日鉄連	(6)	GCC6カ国統一関税	・国内ミル保護のために、国内ミルが生産可能なアイテムに特別に高関税率をかけていたが、2005年のWTO加盟を受けて撤廃され、全てのアイテムについてArab/GCC6カ国(クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン、サウジアラビア)統一関税である5%に関税引き下げとなった。 (継続)		
	日機輸	(7)	IP製品の通関	・IPと表記のある商材に関して、無線機器でないにも関わらず、無線規格の取得を求められ、通関が許可されないことがある。通関担当者の無知が原因だと思うが、工場からのテストレポートやレターを見せても全く効果がなく、やむを得ず返送手続きを取るケースがあった。	・通関担当者への教育。	・無線規格(CITC)
	日機輸	(8)	放射能検査	・日本からの輸出に関しては、適合証明書発行のために毎回放射能検査が求められ、輸出企業のコストがかさむ。	・先般の報道によると、食品での放射能検査が撤廃されるとのことなので、その他品目に関しても同様に撤廃して頂きたい。	・SASO
14 税制	日機輸	(1)	源泉税徴収	・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者への対価に対する源泉税の税率は、日本・サウジ租税条約により以下のとおりである。 - ロイヤリティ:5% - 利子、配当:5% - 技術料、航空運賃、海上運賃、国際通話料:5% - その他のサービス対価の支払:15% - マネジメントフィー:20% (継続) ・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者へ支払われる役務対価に関しては、日本・サウジ租税条約により、サウジアラビアにおいて課税対象外となった。これを受け、サウジ税務当局は源泉税を免除するための手続きとして以下の2つを示している。 (1)サウジ国内で源泉税を一旦徴収した後、還付申請をして還付を受ける。 (2)予めサウジ税務当局に申請書を提出し、源泉税免除を受ける。 上記のように源泉税免除の手続きは示されているものの、提出が必要な書類がきわめて多く、実務上の負担が非常に大きいだけでなく、申請が認められるまでに長い時間を要することから源泉税の徴収を巡って支払者である客先が源泉徴収義務違反を問われ、最悪の場合、ペナルティを課せられる可能性も排除できない。 (継続)	・ロイヤリティ、利子、配当の税率をゼロにして頂きたい。特に利子・配当に関しては強く要望する。 ・源泉税免除の手続きを簡素化して頂きたい。特に左記にある(2)の方法に関して手続きを簡便なものにしてもらいたい。	
	日機輸	(2)	法人税予納超過納付金の滞留	・前年のサウジ国内での役務契約金額に基づいた法人税を予納し、不足すれば実績に基づき追加納付、超過すれば還付申告を行っているが、超過分について還付されずに予納超過金額が年々滞留している状況。今後不還付のリスクとして価格に転嫁する事になれば競争力低下に繋がる。	・予納超過分を還付する期限を明確に規定して欲しい。 ・過去の予納超過分を今後の予納金額と相殺できるようにして欲しい。 ・予納を撤廃して実績納付として欲しい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16 雇用	日鉄連	(1)	サウジ人雇用規制の強化	・サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。 工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。 (継続)		・ニターカート・プログラム
	日機輸	(2)	査証発行手続き	・査証申請料金やビザの有効期間は大幅に緩和されたが、依然日本での申請は東京のみで、本人による申請が必須であり、遠方からの申請には時間も費用も掛かる。 生体認証の機械の不具合(サウジアラビア側のシステム不調)が頻繁に発生するため、わざわざ遠方から東京まで出向いたにも関わらず、申請出来なかった実例が多数有り。	・東京以外の都市での申請 および 郵送での申請を可能にしていきたい。 ・サウジアラビア側のシステムに未接続でも生体認証が出来るように変えてほしい。	
17 知的財産制度運用	時計協	(1)	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な、法令運用、通関・流通手続きの可能性もある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 (継続)	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き ・国境管理
26 その他	日機輸	(1)	港湾インフラの未整備	・港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。 (継続)	・港湾施設のセキュリティ改善をしてほしい。	